

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項

1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

(1) 水質等への影響に関する配慮

県では、能代産業廃棄物処理センターの倒産以降、周辺環境への影響を把握するため、表－１３に示す環境モニタリング計画に基づき調査を実施してきており、今後も引き続き実施する。また、必要に応じて環境保全対策を行う。

特に、支障の除去等の実施に伴う現場周辺環境への汚染拡散の有無を把握するため、これまで実施しているモニタリングを基本として、遮水壁の内側・外側及び能代産業廃棄物処理センター敷地外等に調査地点を設定するなど、調査地点及び調査項目について、水質の状況等を精査し、適宜見直しを行いながら環境モニタリングを実施する。

表－１３ 環境モニタリング計画

区 分			地 点 数	実 施 頻 度	調 査 項 目
水 質	下 水 道 放 流 水		1	年 6回	○ 生活環境項目（pH、SS、BOD等） ○ 有害物質（重金属、VOC）、ダイオキシン類
	周 辺	周 辺 集 落 井 戸 水 （ 浅 内 等 4 集 落 ）	7	年 1回	
	環 境	公共用水域（大館沢、蒲の沢、寒堤、小野沢堤）	11	年 1～6回	
	場 内 汚 水	浸出水、周辺滲出水等	8	年 1～4回	
		地下水（揚水井戸、調査井戸）	48	年 2～4回	
		調 整 池 等	9	年 12回	
	底 質	寒 堤 、 小 野 沢 堤	2	年 1～2回	○ 有害物質（重金属、VOC）、ダイオキシン類
汚 泥	汚 水 処 理 施 設 脱 水 汚 泥		2	年 2回	

(2) 大気等への影響に関する配慮

支障除去等の事業の実施に当たっては、その事業内容を精査した上で、環境への影響が懸念される場合には、大気、騒音、振動等必要な項目について調査を実施する。

(3) 環境モニタリング結果の公表

環境モニタリング、また事業終了に際し行う環境モニタリングの結果については、

速やかに、地元住民などに公表するものとする。

(4) 緊急時の連絡体制等

支障除去等の事業の実施に当たっては、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、情報収集、被害拡大防止対策、復旧対策などについて迅速かつ適切に進められるように事前に対応を整理するとともに、関係市町村、消防、警察、報道機関等に対する緊急時の連絡体制を整備する。

2 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置

- (1) 実施計画の策定に当たっては、地元自治体、地元住民に対しあらかじめ十分な説明を行い、地元住民等からの意見等が実施計画に反映されるよう努める。
- (2) また、地元住民団体、地元自治体、県等で構成する「能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（平成16年8月設置）」の場などを通じて、実施計画や環境モニタリング等について協議し、地元住民等の意見が反映されるようにしてきている。また、実施計画の変更に当たっても地元住民等に対し十分な説明を行い、地元住民等の意見が反映されるようにしている。

3 変更実施計画に対する秋田県環境審議会及び能代市の意見

(1) 秋田県環境審議会の意見

平成25年2月4日に開催された秋田県環境審議会において、これまでの県の環境保全対策や今後の対策などが評価され、平成25年2月5日付けで「適当と認める」とする答申があった。

(2) 能代市の意見

能代市からは、平成25年1月31日付けで「概ね了承する」とした上で、次のような意見があった。

- ① 能代産業廃棄物処理センター内の処分場には、本来埋立処分できない廃棄物が、まだ埋め立てられているのではとの強い疑念があり、これが「能代産廃問題」に関する住民不安の根本を成している。このため処分場調査については、地元住民団体が要望している「初期の処分場の調査」を早急かつ確実に実施していただきたい。また、処分場調査の結果、埋立処分できない廃棄物が確認された場合は早急に撤去していただきたい。
- ② 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会に参加している住民5団体の意見・要望はもとより、その他の地元住民団体が表明している環境不安解消のための意見・要望を尊重し、実施計画に反映させていただきたい。また、環境保全対策の実施に当たっては、対策の各段階において同協議会へ情報を提供し、協議を行うほか、必要に応じその他の地元住民団体とも

協議していただきたい。

- ③ 実施計画による対策を特別措置法の期限内の早期において実施し、その実効性について確認・検証を行った上で、処分場内外の環境改善を図り、処分場の安定化を目指していただきたい。

- ④ その他、個別の支障除去対策についての意見・要望は以下のとおりである。

○ 汚水処理等の維持管理対策について

- ・周辺環境への汚染を防止するため、汚染地下水の汲み上げ処理のほか滲出水の回収・処理を継続実施するとともに、大雨による溢流が生じないように、環境整備に努めていただきたい。
- ・将来的にセンター処理水を河川放流する計画については、利水者や関係団体等に対し十分な説明を行い、河川管理者等とも十分協議していただきたい。
- ・1, 4-ジオキサンのほか多様な化学物質に対応できる高度な浄化施設（促進酸化施設）の導入については、安定した浄化手段を確保するために必要な施設であることから、早期の導入に努めていただきたい。

○ 場内雨水対策等について

- ・雨水と汚染水の分離や水質モニタリングについて万全を期し、雨水放流水の水質及び水量について下流域へ影響が出ないように管理を徹底していただきたい。

○ 環境モニタリングについて

- ・遮水壁の設置後、遮水壁内外の第2帯水層の地下水も含めた監視体制を整備されているが、1, 4-ジオキサンが高濃度で遮水壁内外から検出されていることから、環境モニタリングについて万全を期していただきたい。

能代産業廃棄物処理センターに係る
特定支障除去等事業実施計画書

(平成25年3月変更)

秋田県生活環境部環境整備課

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

TEL 018-860-1625

FAX 018-860-3835

Eメール recycle@pref.akita.lg.jp